

名古屋港管理組合概算数量発注方式要領（試行）

第1条 目的

積算業務の簡素化を図り、事業の円滑な積算と執行、契約の効率化を促進することを目的とする。

第2条 定義

概算数量発注方式とは、当初設計で平面図、標準断面図を明示し、概算の数量を算出して発注する工事（一部を概算で発注する工事を含む。）をいう。

第3条 適用範囲

適用範囲は、次の条件を全て満足する工事を対象とする。なお、委託業務等により詳細図面がある場合には適用しない。

- 1) 設計金額が5,000万円未満の工事
- 2) 構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事（舗装工、区画線工等）
- 3) 現地精査の結果と概算数量とのかい離等により、工事費、工期等に著しい影響を与えない工事
- 4) 詳細数量を算定することが非効率であると考えられる工事

第4条 留意事項

- 1) 概算数量発注方式は当初設計時の数量を「概算」とすることで、積算業務における図面作成、数量計算に係わる事務量の低減を目的とした方式であり、施工に必要な起終点等の工事範囲や内訳を図面、設計書等に明示することは、従来の発注方式と変わるものではないことに注意する。
- 2) 概算数量発注方式が適当か否かの確認は、工事課及び港湾工事事務所の両者にて行い、建設部長の承認を得るものとする。
- 3) 概算数量で発注する設計書は、発注者及び受注者が確認できるよう「概算」を以下のとおりに明示する。
 - ① 設計書の表紙に、概算数量発注方式工事であることを明示。
 - ② 設計書の工事内訳書欄の摘要欄と数量総括表に「概算」と明示。

- ③ 特記仕様書に数量が「概算」であることを明示。
- 4) 当初設計時の図面等は下記を標準とする。
 - ① 位置図
 - ② 平面図
 - ③ 標準断面図
 - ④ 数量表（概算数量の根拠を明示すること。「標準断面図の数量×延長」で計上してよい。）
 - ⑤ その他必要な図面等
- 5) 受注者が施工前に行う「工事計画図書」の作成費用として「工事計画図書作成費」を共通仮設費の「準備費」に計上する。
- 6) 「工事計画図書」は下記を標準とするが、必要なものを予め特記仕様書に明記すること。
 - ① 平面図、縦断図、横断図、標準断面図、小構造物図、各種展開図、一般構造物図等の実施予定図面。
 - ② 実施予定の数量総括表及び数量計算書。
- 7) 区画線数量は、「車線数×延長×1.4（係数）」により算出することを基本とするが、これによりがたい場合は、別途算定すること。
- 8) 工事計画図書作成日数とし、工期に15日加算すること。
- 9) 当初概数として扱っていない事項や概数の確定に伴う新工種は、概数として扱わない。

第5条 特記仕様書

特記仕様書に別紙「特記仕様書」を追加すること。

第6条 発注後の指示・監督

- 1) 契約後、発注者の意図を受注者に説明する。その際、参考になる資料があれば受注者に貸与する（道路台帳、舗装台帳等）。必要に応じて、受注者と現場で立会い発注者の意図を理解させる。
- 2) 受注者の現場確認後、打合簿にて施工条件確認を請求し、「工事計画図書」を提出させる。発注者は受注者とともに必ず現場に赴き「工事計画図書」をチェックする。
- 3) 発注者は、受注者から提出された「工事計画図書」の結果について内容を十分に精査した上、変更設計数量を確定、打合簿にて了解し、調査結果及び変更内容を通知する。
- 4) 工事計画図書に基づく設計変更については、名古屋港管理組合設計変更事務取扱要領及び名古屋港管理組合設計変更ガイドラインによること。
- 5) 概数確定の設計変更は、他の設計変更と併せて行うことが出来る。

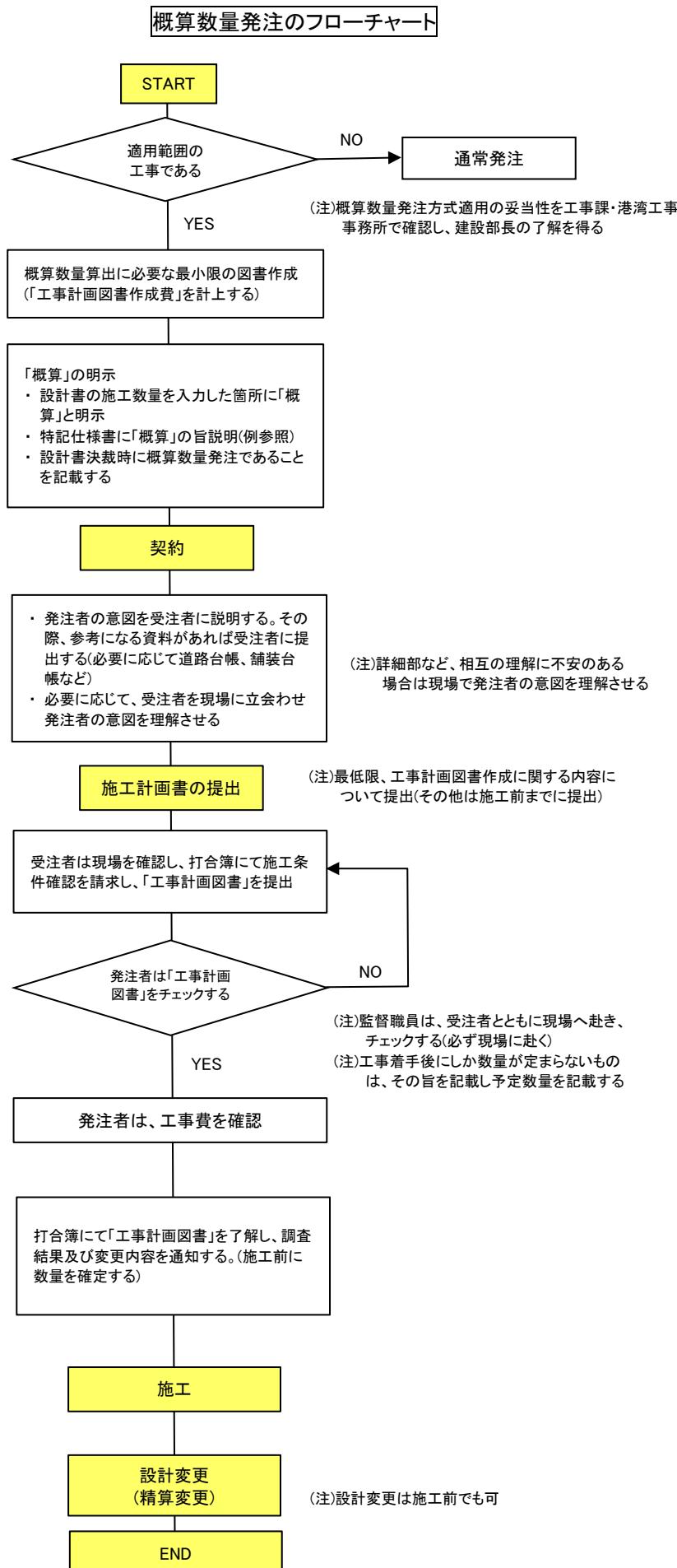
- 6) 設計変更における材料単価の取扱いについては、積算基準に従い積算するものとする。
- 7) 変更積算は、「工事計画図書」に基づいて行う。
- 8) 変更理由は、「概算数量発注工事の精査による」とする。
- 9) 具体的な流れは、別添「概算数量発注のフローチャート」参照による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。



特記仕様書 記載例

- 第1条 本設計は概算数量により積算したものである。設計数量は「工事計画図書」により確定するものとする。
- 第2条 本設計は、平面図及び標準断面図のみで発注している。そのため、当初設計内容を踏まえ、受注者において現場を調査し、「工事計画図書」を作成するものとする。
- 第3条 前項でいう「工事計画図書」とは、下記の図書をいう。
- 1) 平面図、縦断図、横断図、標準断面図、小構造物図、各種展開図、一般構造物図等の実施予定図面。
 - 2) 実施予定の数量総括表及び数量計算書。
- 第4条 受注者は速やかに「工事計画図書」を作成し、打合簿にて施工条件確認の請求を監督員に提出し、打合簿にて調査結果及び変更内容の通知を監督員から得なければならない。
- 第5条 「工事計画図書」の内容が反映された変更内容に基づき、工事を実施する。
- 第6条 「工事計画図書」の作成に要する費用は、共通仮設費の準備費に計上している。
- 第7条 受注者は本工事に関して、疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議すること。
- 第8条 本工事の工期には、工事計画図書作成に必要な日数として15日加算している。